

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2023年 8 月29日

【会社名】 株式会社ネクスグループ

【英訳名】 NCXX Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石原 直樹

【本店の所在の場所】 岩手県花巻市柵ノ目第 2 地割32番地 1

【電話番号】 0198-27-2851(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 齊藤 洋介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山五丁目13番 3 号

【電話番号】 03-5766-9870

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 齊藤 洋介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債 200,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 本有価証券届出書は、2018年 4 月13日に決議した第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の償還期限の延長を決議した2020年 4 月30日に有価証券届出書を提出すべきところを、本新株予約権付社債の償還期限の延長が有価証券の募集に該当しないとの認識により提出していなかったため、改めて本有価証券届出書を提出するものです。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(第7回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ネクスグループ第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金200,000,000円
各社債の金額(円)	金10,000,000円
発行価額の総額(円)	金200,000,000円
発行価額(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率(%)	年率0.7%
利払日	償還日
利息支払の方法	1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	2020年5月29日(但し、当初の償還期限は2020年4月30日)
償還の方法	1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、2020年5月29日にその総額を償還する。 (但し、当初の償還期限は2020年4月30日) (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、株式会社實業之日本社に200,000,000円(額面10,000,000円の本社債20個)を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	2018年5月1日(火)(但し、本新株予約権付社債は2018年5月1日に申込済み)
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクスグループ管理本部
払込期日	2018年5月1日(火)(但し、本新株予約権付社債は2018年5月1日に払込済み)
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債は、2020年4月30日開催の当社取締役会において償還期限及び行使期間の延長を決議しておりますが、当社の手続きに不備があったため、本日(2023年8月29日)に至るまで、本有価証券届出書の提出が未了となっております。つきましては、2020年4月30日開催の当社取締役会において決議した内容を記載するものであります。

2. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクスグループ普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金410円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、2018年5月1日から2020年5月29日(本新株予約権付社債の払込み後)までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。(但し、本新株予約権の当初の行使期間は2020年4月30日)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクスグループ管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 株式会社みずほ銀行四谷支店(当座預金)</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面10,000,000円あたり1個とし、合計20個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第7回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(2001年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該事項はありません。

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(新株予約権付社債)	200,000,000円
発行諸費用の概算額	4,000,000円
差引手取概算額	196,000,000円

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額には、弁護士費用1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用等1,250,000円、第三者調査機関による調査料300,000円、印刷会社費用1,350,000円、登記関連費用等100,000円であります。
- 3 発行費用の概算額は、2018年4月13日時点のもので、2020年4月30日までに全ての支払いが完了しております。

#### (2) 【手取金の使途】

使途	金額	支出時期
A Iソリューション、分散型アプリケーション提供のための基礎研究開発費(外注費)	90百万円	2018年5月～2019年2月
A Iソリューション、分散型アプリケーション提供のための基礎研究開発費(設備投資、検査機関の利用料など)	34百万円	2018年5月～2019年2月
農業ICT開発費、設備投資費	72百万円	2018年5月～2018年11月
合計	196百万円	

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

A Iソリューションの提供ならびにブロックチェーン技術を利用した分散型アプリケーション提供のための基礎研究開発費(外注費)。

A Iソリューションの提供ならびにブロックチェーン技術を利用した分散型アプリケーション提供のための基礎研究開発費(設備投資、検査機関の利用料など)。

農業ICTシステムの開発費(環境管理予測、トレーサビリティ管理、生産工程管理、販売管理ソフトの開発費、設備投資費)。

当社が注力するC P S / I o Tの市場規模は、2016年に世界で194.0兆円、日本で11.1兆円にあがり、2030年には世界で404.4兆円、日本で19.7兆円とそれぞれ成長することが見込まれています。また、日本国内で成長率の著しいと予想される分野は「農業」で、年平均20.2%と最も高い伸び率の成長を見込んでいます(出所：一般社団法人電子情報技術産業協会「注目分野に関する動向調査2017」)。当社としては、この先の市場の成長を捉え共に企業を成長させるためには、日進月歩で進歩するC P S / I o T関連の技術の研鑽を現時点から行うことが必要と考えました。

当社子会社である株式会社ネクス(以下「ネクス」)は以前より、様々な産業分野へのカスタマイズと、専用アプリ開発などのデバイス側のソフト開発力を強みに、I o T分野の固有のニーズに対応した商品開発を行ってまいりました。また、2015年6月には株式会社S J I(現：株式会社カイカ。以下「カイカ」)との資本業務提携契約を締結し、同社を子会社化(2017年4月に持分法適用関連会社に異動)し、その後カイカが戦略的に注力した、ブロックチェーン技術、A I技術をあわせたプラットフォーム上で稼働するデバイス製品の共同開発など、当社グループが目指すC P Sの実現に向けた新たなサービスへの取り組みを行ってまいりました。

その後新たに、大手I Tベンダーや電気機器メーカーが提唱する、クラウドを利用することなくデータ流通が可能となる「データ流通市場」の概念により、将来的には“データ囲い込み力”という競争軸がリセットされ、クラウド偏重のビジネス構造から、デバイス偏重型のビジネスモデルが成長する時代を迎える可能性があると言われており、プラットフォームに適合したデバイス製品の開発だけでなく、新しい機能を取り入れた高付加価値のデバイス製品の開発が必要と考えました。

さらに、ブロックチェーン技術を利用したD A p p s (Decentralized Applicationsの略)による非中央集権的に実行されるアプリケーションは、様々な仲介コストの減少や効率化を生み出すと考えており、今までにない新しいサービスを生み出せる期待があります。

そのため、当社は今後成長するC P S / I o T市場のシェア獲得のため、さらに高付加価値なデバイス製品(プラットフォーム側ではなくデバイス側にA Iなどのアプリケーションを実装させるなど)を開発するべく、A Iソリューション提供のための基礎研究と、ブロックチェーン技術を利用した分散型アプリケーション開発の基礎研究にさらに注力してまいります。

AIソリューション提供のための基礎研究については、GPUコンピューティングを使用したディープラーニングフレームワーク(開発用プログラム)の調査・リストアップや、IoTプラットフォームに適したフレームワークの選定を行います。また、画像認識・画像解析技術の選定と検証、IoTプラットフォームで使用するセキュリティ方式の検証などを行います。また分散型アプリケーションの研究開発については、ブロックチェーン上で動作するスマートコントラクトの開発に必要な基礎学習、環境整備を行います。

資金使途としましては、開発に要する時間を短縮するために、AI開発やブロックチェーン技術などの専門技術を持つ外部への外注をいたしました。外注先につきましては、カイカまたはその他のAI開発やブロックチェーン技術などの技術を持つ事業者であり、開発計画の立案から要件定義までは当社と一緒に携わり、開発については外注先を中心に行い、進捗管理や課題の抽出を当社で行いました(約90百万円)。また、開発にあたり必要となる設備投資(ディープラーニング用ハイパフォーマンスコンピューター、画像認識・解析用カメラ、画像認識・解析用ミドルウェア、セキュリティ用ミドルウェア、通信・セキュリティ用機器など)、検査機器(画像認識・解析用ミドルウェアの実行ライセンス、セキュリティ用ミドルウェアの実行ライセンスなど)の購入及びリース料。通信機器の実装を想定して電波法の認証が必要な際に利用する検査機関の利用料などに使用いたしました(約34百万円)。

農業ICT事業におきましては、前述しました通り、今後の成長が見込まれるCPS/IOTの市場において、日本国内で成長率が著しいと予想される分野となっており、当社としても非常に期待を持っております。当社は2012年に本社のある岩手県花巻市に研究用の自社圃場(100坪)を開設し、特許農法である「多段式ポット栽培」と「ICTシステムによる環境管理を行う農業ICT事業(NCXX FARM)を開始しました。その後、2015年には圃場を1,600坪まで拡大し本格的に生産物の販売を行う「6次産業化事業」と、多段式ポット栽培+ICTシステムを加盟店に販売し、あわせてノウハウの提供と、販売のサポートなどを行う「フランチャイズ事業」を開始しました。「フランチャイズ事業」ではすでに、上場企業、農業生産法人、社会福祉法人などへ「多段式ポット栽培」+「ICTシステム」導入の実績があります。ICTシステムにつきましては、2017年度より自社での栽培をつうじて得た経験をもとに、新たな機能として野菜の生長に必要な要素と、健康管理に必要な要素を、複合的に組み合わせ環境管理を自動的に行う「環境管理予測システム」の開発に着手しており、今回は新たに環境管理予測機能のAI化に向けた開発を行いました。また、自社で定期的に開催する農業ICTの説明会などをつうじて農家や新規就農者の意見を聞き、生産工程の管理だけではなく生産物の販売までの工程管理を行うサービスが必要と考えました。当社子会社であるネクスは製造業を行っておりISOに準拠した品質管理のノウハウがあるため、今後は栽培管理だけにとどまらず、生産物の栽培工程における種苗、農薬、肥料などの管理から販売先の管理までを一気通貫で管理し、農業経営の見える化を実現する管理システムの開発、また食品の輸出に必要なといわれるグローバルGAP取得に準拠した国際標準の生産工程を管理できるシステム開発を行う予定です。

資金使途としましては、開発に要する時間を短縮するために、外注費用に使用いたしました。外注先につきましては、過去に農業ICTシステム開発に携わった経験のあるネクス・ソリューションズ、またはその他のシステム開発業者であり、開発計画の立案から要件定義までは当社と一緒に携わり、開発については外注先を中心に行い、進捗管理や課題の抽出を当社で行いました(約58百万円)。また、ハウス内の環境データのセンシングのためのセンサー機器やPC類、食物の成長に必要な光合成に適した環境整備のための二酸化炭素発生装置、加湿のためのミスト発生装置などへの設備投資費(約8百万円)。その他、クラウドサーバーの利用料、天候データなどのデータ取得費、キュービクルの工事代など(約6百万)に使用いたしました。

その後、わが国経済は、各種政策の効果もあり、個人消費や設備投資が上向き、景気は緩やかな回復基調となっておりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により景気の減速懸念が急速に高まり、先行き不透明な状況となりました。

当社は、コロナウイルス禍を踏まえて同年4月7日に発令された緊急事態宣言発令を受けて、手元資金を最大限確保し、経営体力を保持することを目的に、償還予定であった本新株予約権付社債の償還時期について、社債権者と討議を重ねた結果、同年5月29日まで償還期限及び行使期間を延長することで合意いたしました。

(注)なお、上記の「3 新規発行による手取金の使途」は、本新株予約権付社債の発行決議時(2018年4月13日)の有価証券届出書に沿って記載しております。本新株予約権付社債に調達した資金は、現時点で記載のとおり全て充當を完了しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社實業之日本社
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 岩野 裕一
資本金	33,000,000円
事業の内容	定期刊行物・図書の出版及び販売
主たる出資者及びその出資比率	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 96.86%

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社が、当社株式を合計1,702,000株(発行済株式総数の11.32%)保有しております。 当該会社の役員3名が、当社株式を合計6,000株(発行済株式総数の0.04%)保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は、当該会社より2億円の借入を行っております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 本有価証券届出書提出時点で、割当予定先である株式会社實業之日本社より本社債の払込は完了(2018年5月1日付)しております。

## c 割当予定先の選定理由

株式会社實業之日本社(以下「實業之日本社」)は、1897(明治30)年に経済誌『實業之日本』の創刊をもって創業し、1909(明治42)年には新渡戸稲造を編集顧問に迎えたという長い歴史を持つ出版社です。2015年に当社親会社である株式会社フィスコと業務提携を行い、それ以降当社グループとは、子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社と協業を行い、同じく子会社の株式会社チチカカと連携し情報誌への広告掲載やタイアップ企画などを行ってまいりました。また、当社とは農業ICTに関する書籍化の検討、實業之日本社の持つ膨大なコンテンツのデジタル化の検討などを行ってまいりましたところ、当社が検討するデバイス機器の研究開発と、農業ICTシステム開発の検討について興味を持っていただき、当社が注力するCPS/IoT市場の成長性、当社の資金調達目的についてもご理解をいただきました。また、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

## d 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

株式会社實業之日本社	487,800株
合計	487,800株

(注) 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額410円において全て転換された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権付社債の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、代表取締役の岩野氏より払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、さらに当該資金が借り入れによるものではない旨の説明を口頭で受けており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(注) 本有価証券届出書提出時点で、割当予定先である實業之日本社より本社債の払込は完了(2018年5月1日付)しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書の提出を受け、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に割当予定先について反社会勢力と何らかの関係を有していないか、並びに割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が犯罪歴を有するか否か及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が実在しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス(東京都千代田区神田駿河台3-4、代表取締役：脇山太介)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。

また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかった旨の回答を得ております。

これらにより上記のとおり、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断いたしました。なお、割当予定先よりその旨の確認書を受領しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2018年4月12日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である410円といたしました。当該転換価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。)に新株予約権の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、当社の株価410円(2018年4月12日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、リスクフリーレート 0.141%(評価基準日における中期国債レート)、割引率35.00%(無リスク金利を用いずに、代替資金調達コスト用いてペイオフの期待値を算出)、ボラティリティ(27.38%)、権利行使期間2年、配当率0.00%、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり97.20円と算定いたしました。



以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、各時点において社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとします。また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。具体的には、各時点において、社債権者は、 $\max[\min(Q1, Q2), Q3]$  (ここで、Q1は転換も早期償還もされない時の価値、Q2は早期償還時の価値、Q3は転換した場合の価値)とすよう行動することを仮定します。行使期間満了日(2020年5月29日)に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。

・本新株予約権については、原則、株価が「転換価額+代替資金調達コスト」を超過した場合に取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは35.00%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト9.44%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.56%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額410円に代替資金調達コスト分143円(差額)を加えた553円(転換価額410円×(代替資金調達コスト35.00%+100%):小数点以下切り下げ)としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が553円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。

なお、取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的として付与しております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり4,015株(2016年4月13日から2018年4月12日までの日次売買高の中央値である40,150株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円につき100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

なお、本日開催の取締役会において、当社監査役3名のうち3名(全出席監査役。)からは、上記と同様の理由により、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

以上の当初の本新株予約権付社債の発行に係わる適合性を鑑み、本有価証券届出書の提出に際し、東京フィナンシャル・アドバイザーズから、今回改めて受領した本新株予約権付社債の償還期限延長に関する発行価額の評価については、その算定過程に関して説明及び提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断しており、有利発行には該当せず適法であるとの認識をもっております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は487,800株(議決権の数は4,878個)であり、2019年11月30日現在の当社の発行済株式総数15,030,195株(議決権の総数は149,022個)に対して3.25%(議決権の総数に対しては3.27%)となり、当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債により調達する資金を上記第一部〔証券情報〕第1〔募集要項〕3〔新規発行による手取金の使途〕に記載のとおり、当社が農業ICT事業拡大戦略を実施していくための必要資金に充当することによって、将来的に今回の希薄化以上に当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与すると考えられることから、本第三者割当の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

当社株式の直近1か月間(2020年3月30日~同年4月28日)の1日当たりの平均出来高は372,977株、直近3か月間(2020年1月30日~同年4月28日)の1日当たりの平均出来高は156,507株、直近6か月間(2019年10月30日~2020年4月28日)の1日当たりの平均出来高は165,712株、となっており、一定の流動性を有しております。また、實業之日本社が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数487,800株を本新株予約権の延長行使期間である1か月間(18日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は27,100株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の7.27%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の17.32%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の16.35%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に一定の影響は及ぼすものと考えられます。しかしながら、割当予定先である實業之日本社が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	2,974,700	19.96	2,974,700	19.33
投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	東京都港区虎ノ門五丁目3番20号	2,553,000	17.13	2,553,000	16.59
株式会社實業之日本社	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	1,702,000	11.42	2,189,800	14.23
岡 秀朋	三重県津市	750,800	5.04	750,800	4.88
風間 献	栃木県宇都宮市	124,300	0.83	124,300	0.81
水野 勝英	京都府宇治市	123,400	0.83	123,400	0.80
シュハリ・イニシアティブ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35	102,000	0.68	102,000	0.66
シュハリ・イニシアティブ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35	100,000	0.67	100,000	0.65
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	94,700	0.64	94,700	0.62
高田 裕也	神奈川県川崎市	81,100	0.54	81,100	0.53
計	-	8,606,000	57.75	9,093,800	59.09

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2019年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2019年11月30日時点の総議決権数(149,022個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(4,878個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先である實業之日本社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第36期)及び四半期報告書(第37期第1四半期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書を提出すべき日(2020年4月30日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書を提出すべき日(2020年4月30日)現在についても変更の必要はないものと判断しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自 2018年12月1日 至 2019年11月30日	2020年2月27日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第37期第1四半期)	自 2019年12月1日 至 2020年2月29日	2020年4月13日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示等手続ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年2月27日

株式会社ネクスグループ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の2018年11月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査法人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2019年2月26日付で無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスグループの2019年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ネクスグループが2019年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月27日

株式会社ネクスグループ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの2018年12月1日から2019年11月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループの2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の2018年11月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査法人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年2月26日付けで無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年4月13日

株式会社ネクスグループ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年12月1日から2020年2月29日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年12月1日から2020年2月29日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。